

○総会および年会（全国大会）の開催に関する細則

（大会開催受付）

第1条 全国大会（以下「大会」）の開催地については2年前の総会から自薦他薦の受付を開始する。

（大会開催地決定）

第2条 大会開催地については運営委員会において候補地を選定し、1年前の総会において決定する。

（大会予算案の作成）

第3条 大会の予算案の作成は大会理事および会計担当理事が行う。

（大会予算案の審議）

第4条 大会の予算案の審議は運営委員会が行う。

（大会の経費調達）

第5条 大会にかかる経費調達方法については運営委員会にて検討する。

（決算）

第6条 大会の決算については大会理事が行い、運営委員会に報告する。

（大会参加助成）

第7条 施設運営・公開業務などの向上に取り組んでいる個人会員で、当該全国大会において研究発表を行う者に対して、参加のための交通費の補助と参加費の免除を行うことができる。

- (1) 交通費補助は1人あたり3万円を上限とし、大会参加費（宿泊費、食費、懇親会費は含まない）を免除する。
- (2) 対象人数は若干名とし、公募の上、運営委員会にて審査の上決定する。審査にあたっては職務上の出張費などの経費が出にくい人を優先する。
- (3) 運営委員会を構成するメンバーから申請があった場合には、審査は申請者以外の運営委員会構成員によって行う。

附 則

本細則は2008年6月26日から施行する。

<改正履歴>

- (1) 2021年(令和3年)5月24日一部改正（第1条から第4条まで、附則）
- (2) 2021年(令和3年)7月28日一部改正（第5条）
- (3) 2022年(令和4年)8月22日一部改正（第3条から第7条まで）